（案）

「国際園芸博覧会」山梨県屋内出展企画・運営業務委託契約書

山梨県（ 以下「甲」という。）と ＿＿＿＿＿＿＿＿（ 以下「乙」という。） とは、「国際園芸博覧会」山梨県屋内出展企画・運営業務について次のとおり契約する。

（契約の目的）

第１条　甲は、「国際園芸博覧会」山梨県屋内出展企画・運営業務（ 以下「委託業務」という。） の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第２条　乙は、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。

（委託期間）

第３条　委託期間は、契約締結日から令和９年１１月３０日までとする。

（委託料）

第４条　甲は、委託業務に対する委託料として金＿＿＿＿＿＿＿＿円（うち消費税及び地方消費税相当額＿＿＿＿＿＿＿＿円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第５条　乙は、山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）第１０９条第１項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納付するものとする。ただし、規則第１０９条の２に該当する場合はこれを免除する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第８条　乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第９条　乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（調査等）

第１０条　甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（実績報告及び検査）

第１１条　乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

２　甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

（委託料の支払）

第１２条　乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

２　甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第２項の規定による。

（前金払）

第１３条　前条第１項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると認めるときは、乙は第４条に規定する委託料の額の２分の１を上限として、最大２回まで前金払を請求できるものとし、甲は乙から前金払に係る適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に当該請求に係る金額（以下「概算払の委託料」という。）を支払うものとする。

２　甲は、第１２条に規定する報告書等の検査により委託料の支払額を確定し、これを乙に通知するものとする。

３　前項の委託料の支払額は、委託事業に要した経費の実支出額と第４条に規定する委託料の額とのいずれか低い額とする。

４　乙は、第２項の通知による委託料の支払額と前金払の委託料の額を比較して、甲に対し、不足する額（以下「委託料不足額」という。）を請求し、又は超える額（以下「精算残金」という。）を返納するものとする。

５　甲は、前項の規定による適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に委託料不足額を支払うものとし、甲が、その責めに帰すべき事由により、支払期限まで

に当該委託料不足額を支払わない場合については、前条第２項の例により遅延利息を支払う。

６　乙は、第４項の精算残金の返納については、甲の指定する日（次項において「返納期限」という。）までに甲に返納しなければならない。

７　乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに精算残金を支払わない場合は、遅延日数に応じ、精算残金に支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が１００円未満であるときは、この限りでない。

（延滞違約金）

第１４条　乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあっては、未履行部分に相当する額）に民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が１００円未満となるときは、この限りでない。

（甲による契約の解除）

第１５条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（１）委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

（３）第１８条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。

（４）その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

（５）乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。
３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（危険負担）
第１６条　委託期間中に委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（乙による契約の解除請求）
第１７条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。
２　甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

（契約解除の効果）
第１８条　甲は、契約期間満了前に本契約を解除した場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行部分に対する代金相当額（「既履行部分委託料」という。）を支払うものとする。
２ 前項に規定する既履行部分委託料は、甲と乙とが協議して定める。
３　乙は、支払を受けた概算払の委託料が有る場合には既履行部分委託料を超える額を甲に返納しなければならない。
４　乙は、前項の金額を契約解除の日から甲の指定する日（次項において「返納期限」という。）までに甲に返納しなければならない。
５　乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに第３項の金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、当該金額に支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が１００円未満であるときは、この限りでない。

（契約の費用）
第１９条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）
第２０条　甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

（案）

（契約に定めのない事項）

第２１条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎　　印

乙　　印

（案）

別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第３条　乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更のあったときも同様とする。

（作業従事者等に対する周知等）

第４条　乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（１）この個人情報取扱特記事項の内容

（２）在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

（３）受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）により罰則が適用される場合があること。

２　乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

（作業場所の限定等）

第５条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：＿＿＿＿

（案）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

（１）甲の指示又は事前の承認があるとき。

（２）乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

２　乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする

（個人情報の適切な管理）

第６条　乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

（１）第３条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

（２）本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

（３）乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

（４）本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

（５）甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

（６）甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。

（７）本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとすること。

（８）乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にＢＣＣで送信すべきメールアドレスが１件以上含まれるときは、当該メールを送信する際ＢＣＣで送信すべきメールアドレスについてＴＯやＣＣで送信することを防止する次のいずれかの機能を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

ア　ＢＣＣ強制変換機能

メール送信する際に、ＴＯやＣＣでの指定をＢＣＣに強制変換するもの。

イ　送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの。

なお、当該機能において宛先の確認を行う場合には、複数人での確認を要するものとする。

ウ　上司等による承認機能

メール送信する際に、上司等の承認を要するもの。

（案）

（取得の制限）
第７条　乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
２　乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（利用及び提供の制限）
第８条　乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託の禁止）
第９条　乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者（乙の子会社を含む。）に委託してはならない。
２　乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。
３　甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。
４　乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

（報告及び検査等）
第１０条　乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。
２　甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。
３　乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前２項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

（指示）
第１１条　甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事件等の報告）
第１２条　乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生

状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

２　乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１３条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

（個人情報保護方針の策定等）

第１４条　乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。

（案）

別紙様式（第３条関係）

個人情報保護に係る責任体制報告書

年　　月　　日

山梨県知事　　殿　（所属名：　　）
（出先機関にあってはかい長）

住　　所
受託者　商号又は名称
氏　　名　　印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿委託業務に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のとおり報告します。

個人情報保護責任者	（所属・役職）	（氏名）
	（連絡先）	
作　業　従　事　者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

（注）１　作業従事者とは、受託業務に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい個人情報保護責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場における受託業務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又は個人情報保護責任者として報告された者以外の者は、受託業務に係る個人情報の取扱いが制限されます。

２　作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中から個人情報保護責任者を選任することができます。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。